

海老名市条件付一般競争入札等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海老名市契約規則（平成15年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、条件付一般競争入札及び指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 工事及び製造の請負並びに調査、測量、設計及び監理の委託業務で設計書、仕様書等によって積算基準に基づき算定された総額並びに役務の提供、物品の調達、賃貸借その他の契約において市場価格を参考に算定された金額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (2) 条件付一般競争入札 設計金額が規則第30条に規定する金額を超える契約物件について、入札参加条件を付して行う一般競争入札をいう。
- (3) 指名競争入札 前号に規定する入札に参加者がいない場合又はその他の理由により、前号に規定する入札に係る執行が行い得ない契約について、行う指名競争入札をいう。
- (4) 特定JV 大規模であって技術的難度が高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として複数の業者が共同して1者として入札に参加する共同企業体のことをいう。
- (5) 最低制限価格 規則第15条により設定されるものをいう。
- (6) 調査基準価格 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づき設定されるものをいう。
- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費相当額 土木工事にあつては、土木工事標準積算基準書に規定する額、建築工事にあつては、公共建築工事積算基準書に規定する額、その他の工事にあつては、当該積算基準書に規定する額をいう。

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札等」という。）に参加できる者は、当該入札の公告日において次の要件を満たすものとする。

- (1) 規則第6条に規定する競争入札参加資格者登録名簿へ登載された者であること。
- (2) 市の入札参加停止期間中でないこと。

(入札参加条件)

第4条 市長は、契約の種類及び金額に応じ、経営及び信用状況、契約履行実績、施工中の契約件数、契約金額等を勘案し、入札参加条件を次のとおり定めることができる。

- (1) 地理的条件及び技術的条件
- (2) 安全管理及び労働条件
- (3) 許可、認可及び資格等の保有条件
- (4) 工事請負に係る条件付一般競争入札の設計金額が3億円以上の場合、特定JVを結成することについての条件
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、条件付一般競争入札において前項に規定する条件を定めた場合は、公告するものとする。

(公告及び掲載の期間)

第5条 市長は、前条第2項に規定する公告の内容を電子入札システム及び市ホームページに掲載するものとし、掲載日は、原則として入札執行の日の10日以上前の日とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札説明書の掲載)

第6条 入札説明書は、公告後速やかに電子入札システム及び市ホームページに掲載するものとし、設計書、図面、仕様書及び現場説明書（以下「説明資料」という。）

は、市ホームページに掲載するものとする。

- 2 市ホームページに掲載できない説明資料がある場合は、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとし、入札執行の日の前日まで交付するものとする。

(競争参加資格確認申請等)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札公告において定められた日までに市長に競争参加資格確認申請をし、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請した者の商号、代表者名等当該入札参加者を特定する事項及び当該入札への参加者数については、入札終了まで公表しないものとする。

(現場内容説明会)

第8条 現場内容説明会は、市長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

(質疑応答)

第9条 入札内容の質疑は、公告の日からファクシミリで受付けるものとし、受付の期間は公告に記載するものとする。

- 2 前項に規定する質疑の回答は、遅滞なくその都度行い、遅くとも入札日の前日までに市ホームページに掲載するものとする。

(最低制限価格等)

第10条 市長は、契約内容の適正な履行の確保に必要であるときは、最低制限価格又は調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）を定めることができるものとする。

- 2 前項の最低制限価格等を定めた場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者により、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるときは、その者を落札者としなければならないことができる。

(失格基準)

第11条 市長は、前条の規定により調査基準価格を設けた案件について、失格基準を定めることができる。

2 失格基準を定めた入札において、調査基準価格未満の金額で応札した者が失格基準に該当する場合は、当該入札者を失格とする。

3 市長は、失格基準を定めるときは、その旨公告しなければならない。

(予定価格等の公表等)

第12条 入札に係る予定価格は、市長が特に必要があると認める場合を除き、公告の際に公表するものとし、最低制限価格等及び失格基準については落札候補者決定の日から当該案件の契約締結の日までに公表するものとする。

(入札の執行)

第13条 電子入札システムを使用する条件付一般競争入札の執行は、入札参加者が1者以上いる場合に行うものとする。ただし、市長が認めたときは第4条の規定により定めた当該参加条件を変更して再度公告を行うことができるものとする。

2 前項の方式によらない指名競争入札等の執行は、入札参加者が2者以上いる場合に行うものとする。ただし、再度の入札については、この限りでない。

(入札回数)

第14条 入札回数は、1回とする。ただし、予定価格を入札前に公表しない場合については、再度の入札を、1回行うことができるものとする。

(落札決定に係る調査等)

第15条 市長は、開札した場合において、有効入札（最低制限価格以上かつ予定価格以下の金額で入札されたものをいう。以下同じ）のうち最低の価格をもって入札をした者を、落札候補者とする。

2 市長は、前項の落札候補者の入札参加資格等の要件を確認するため、当該入札の落札決定を保留し、要件審査（開札日における入札参加資格及び履行に必要な資格等の要件を確認するための審査をいう。以下同じ。）を実施する。

3 入札の最低価格（最低制限価格を定める場合は、最低制限価格以上の入札のうち、

最低の金額であるものをいう。以下同じ。)が調査基準価格未満であるときは、前2項の規定にかかわらず市長が別に定める基準により調査を実施し、落札者を決定する。この場合において、市長は、契約保証金や違約金の増額、配置技術者の制限ほか、特に必要とする事項を履行確認の判断の根拠とする場合には、入札公告時に周知しなければならない。

(落札者の決定)

第16条 市長は、前条の調査等により落札者を決定したときは、入札参加者に対して落札者及び落札金額を通知しなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第17条 市長は、第15条の規定により調査等を実施し、落札者として適当でないと認めるときは、その者を落札者とせず、有効な入札をしたほかの者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として第16条の規定により審査するものとする。

(委任)

第18条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月20日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。